

令和 6 年

第 3 回 定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
43	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	1
45	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	2
46	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4

議案第43号参考 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係新旧対照表

○ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鹿児島県指令市町村第1022号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第1（第4条関係） 1 （略） 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 4～6 （略）	別表第1（第4条関係） 1 （略） 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4～6 （略）

議案第45号参考 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

(第1条関係)

○ 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(受給資格者証の提示) 第6条の2 助成対象児が保険給付を受けようとするときは、その都度_____ _____受給資格者証を提示しなければならない。 (助成金の支給申請) 第7条 (略) 2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で_____受給資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。 3 (略)	(被保険者証等の提示) 第6条の2 助成対象児が保険給付を受けようとするときは、その都度<u>医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）</u>とともに受給資格者証を提示しなければならない。 (助成金の支給申請) 第7条 (略) 2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で<u>被保険者証と受給資格者証</u>を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。 3 (略)

(第2条関係)

○ 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第3号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(助成対象者) 第2条 この条例により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に<u>規定する後期高齢者医療の被保険者</u> (3) (略)	(助成対象者) 第2条 この条例により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に<u>基づく被保険者証を有する者</u> (3) (略)

(第3条関係)

○ 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(助成金の支給申請) 第7条 (略) 2 (略) 3 保険医療機関等において、 <u>対象者が受給資格者証</u> を提示して <u>保険給付等</u> を受けた場合は、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該 <u>保険給付等</u> に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。	(助成金の支給申請) 第7条 (略) 2 (略) 3 保険医療機関等において、 <u>受給者が受給資格者証及び被保険者証等</u> を提示して <u>保険給付</u> を受けた場合は、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該 <u>保険給付</u> に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。

(第4条関係)

○ 阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(届出の違反等) 第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合において、その者に対し100,000円以下の過料を科する。	(届出の違反等) 第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

議案第46号参考 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第3条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としてしない。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が<u>同条第6項</u>に規定する額以上であるとき。 ア～オ （略） (2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるとき。 (3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるとき。 4 （略）	（対象者） 第3条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としてしない。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるとき。 ア～オ （略） (2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるとき。 (3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるとき。 4 （略）

